

## 議案第16号 小松島市長、副市長及び教育長の給与条例の一部を改正する条例について

### 《改正の趣旨》

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間、市長及び副市長の給料月額について市長は50パーセント、副市長は20パーセント減額することとし、そのための規定を加えるもの。

小松島市長、副市長及び教育長の給与条例(昭和50年小松島市条例第41号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>附 則</p>	<p>附 則</p> <p><u>30 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間における市長の給料月額は、第2条の規定にかかわらず、別表に規定する給料月額から当該給料月額に100分の50を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、期末手当の額の算定基礎となる市長の給料月額については、同条に定める額とする。</u></p> <p><u>31 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間における副市長の給料月額は、第2条の規定にかかわらず、別表に規定する給料月額から当該給料月額に100分の20を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、期末手当の額の算定基礎となる副市長の給料月額については、同条に定める額とする。</u></p>	<p>追加</p> <p>追加</p>